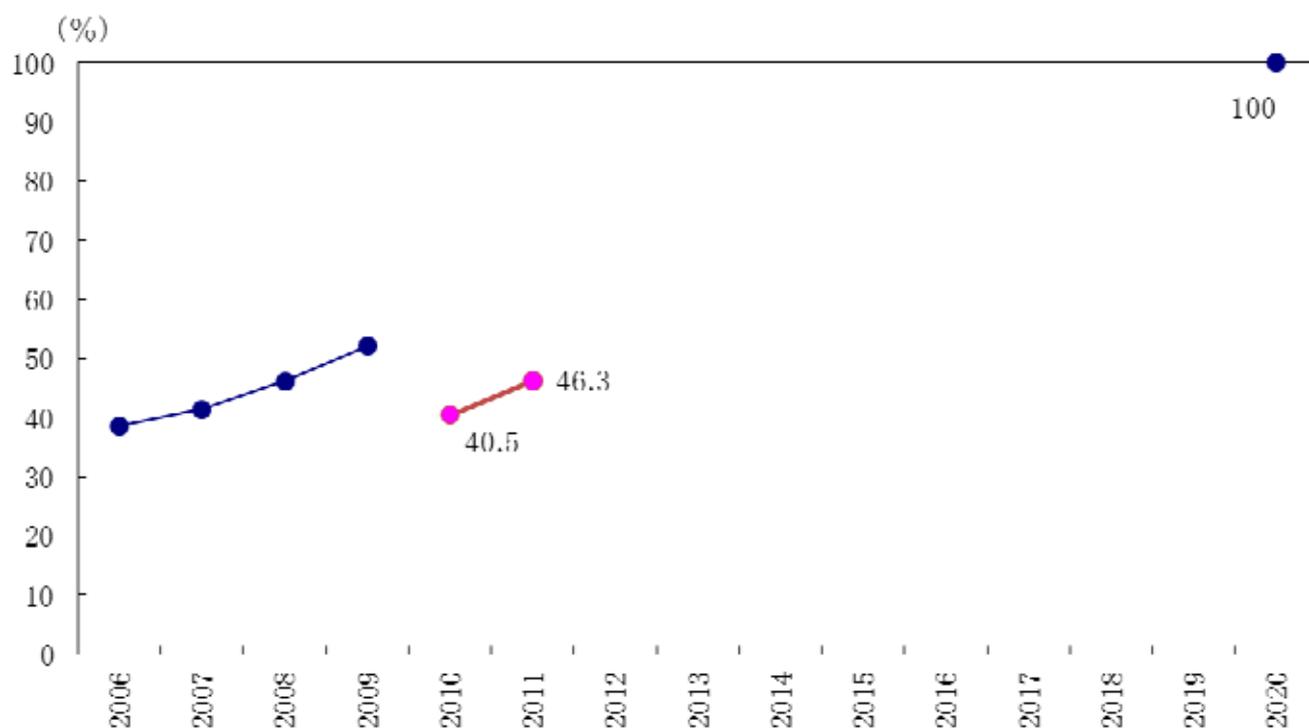


(4) 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合※

労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合をみると、2011 年は 46.3%となっています。

※(注) 2010 年の調査から、調査対象が「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数 30 人以上の企業」から、「農林業を除く従業員数 30 人以上の企業」に変更されています。

【図表3-2-6 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合】

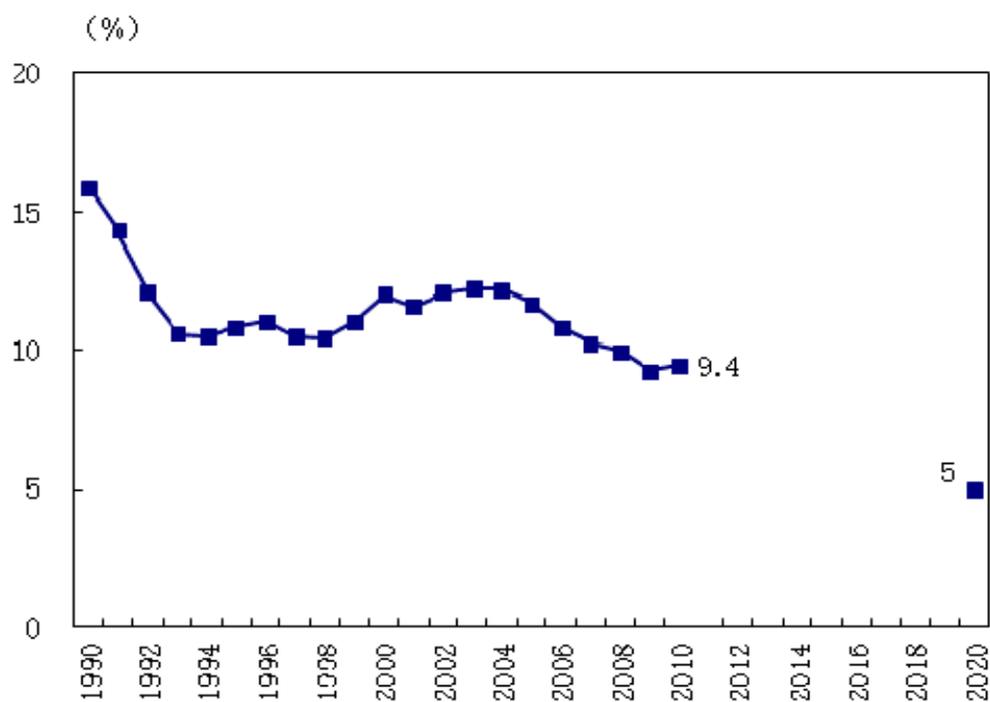


- (備考) 1. 厚生労働省「労働時間等の設定の改善の促進を通じた仕事と生活の調和に関する意識調査」より作成。
2. 2009年以前の調査対象：「農林業、医療・福祉業、教育・学習支援業、サービス業を除く従業員数30人以上の企業」
2010年以降の調査対象：「農林業を除く従業員数30人以上の企業」

(5) 週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合

週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合をみると、1990 年代初めに急速に低下しましたが、1990 年代後半から 2000 年代前半にかけて上昇し、2004 年以降は再度低下に転じていました。2010 年は前年比で 0.2 ポイント増加して 9.4%となっています。

【図表3-2-7 週労働時間60時間以上の雇用者の割合】

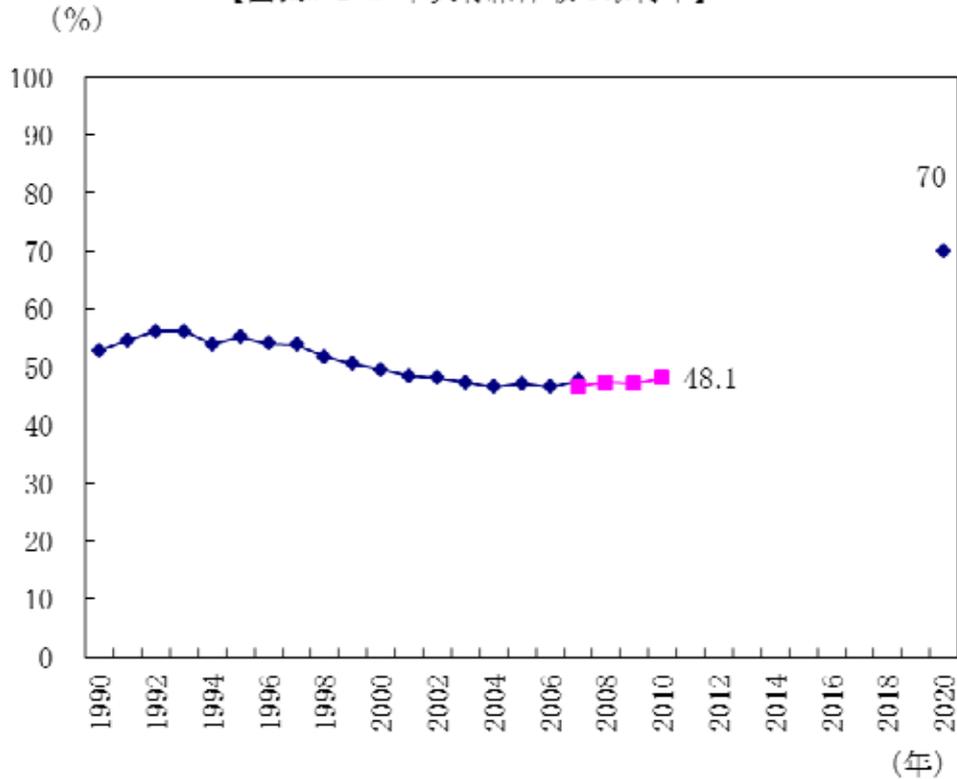


- (備考) 1. 総務省「労働力調査」により作成。
2. 数値は、非農林業雇用者（休業者を除く）総数に占める割合。

(6) 年次有給休暇取得率

年次有給休暇取得率をみると、1990年代半ば以降低下傾向にあり、2000年以降は、50%を下回る水準で推移しており、2010年も48.1%となっています。

【図表3-2-8 年次有給休暇の取得率】



- (備考) 1. 厚生労働省「就労条件総合調査」より作成。
2. 2006年以前の調査対象：「本社の常用労働者が30人以上の民間企業」
→2007年以降の調査対象：「常用労働者が30人以上の民間企業」
(参考) 2006年以前の調査方法による2007年の平均取得率47.7%、2008年の平均取得率48.1%、2009年の平均取得率48.2%、2010年の平均取得率49.3%

(7) メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合※

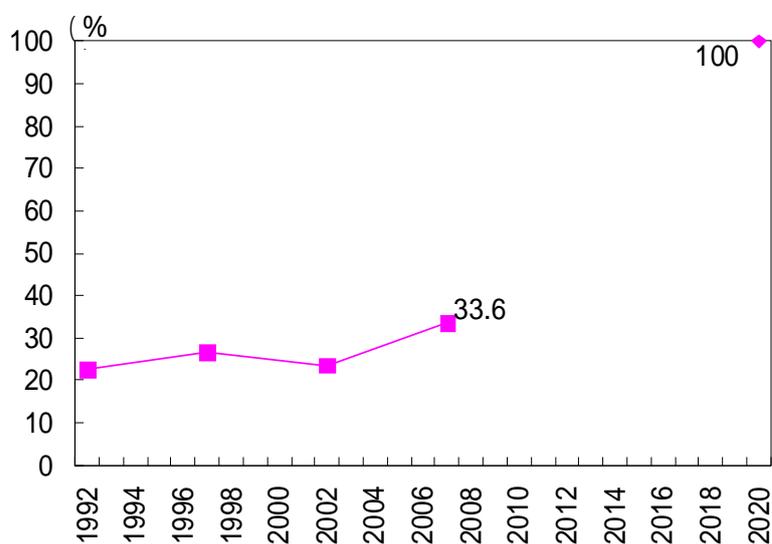
メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合をみると、2007年は33.6%となり、2002年に比べ、10.1ポイント上昇しました。

また、事業所規模が大きいほど取り組んでいる職場の割合が高く、事業規模5000人以上では100%、1000～4999人では、95.5%となっています。また、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所のうち、52.0%の事業者が専門スタッフを配置しています。

※10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所の割合

注) 平成19年調査では、「心の健康対策（メンタルヘルスケア）」の取組内容として、「職場環境の評価及び改善」、「労働者からの相談対応の体制整備」、「労働者への教育研修、情報提供」、「管理監督者に対する教育研修、情報提供」、「メンタルヘルスケアの実務を行う担当者の選任」などが含まれている。なお、調査年毎に取組内容に関する質問項目が異なることに注意が必要。

【図表3-2-9 メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合】



(備考) 1. 厚生労働省「労働者健康状況調査」より作成。
2. 数値は、10人以上規模事業所における「心の健康対策（メンタルヘルスケア）に取り組んでいる」と回答した事業所割合。

【参考】

【図表 3-2-10 メンタルヘルスケアに取り組んでいる職場の割合と専門スタッフの有無(規模別)】

	メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所計	専門スタッフがいる
平成 19 年	33.6	52.0
(事業所規模別)		
5000 人以上	100.0	100.0
1000～4999 人	95.5	94.8
300～999 人	93.0	80.4
100～299 人	64.1	73.2
50～99 人	45.2	67.3
30～49 人	36.8	53.2
10～29 人	29.2	45.0

(備考)厚生労働省「労働者健康状況調査」より作成。

(8) 在宅型テレワーカー

在宅型テレワーカーについては、2010年の国土交通省が実施したテレワーク人口実態調査による分析では、就業者人口の4.9%、約320万人と推計されています。

